

【日本エコツーリズム協会 会員様用】

2014年4月改定版

エコツアー向けの保険について

行事参加者の傷害危険補償特約セット普通傷害保険（包括契約）
国内旅行保険（包括契約）
施設所有(管理)者賠償責任保険

日本エコツーリズム協会 会員企業の皆様へ

日頃より当協会の運営に関しまして会員の皆様のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。この度当協会では、会員の皆様への危機管理対策といたしまして、エコツアー向けの保険（行事参加者の傷害危険補償特約セット普通傷害保険（包括契約）、施設所有（管理）者賠償責任保険）をご案内させていただきます。この機会に是非ご加入をご検討いただきますようお願い申し上げます。 **日本エコツーリズム協会**

エコツアー向けの保険では、次のような場合に保険金をお支払いします。

（傷害）エコツアー参加者向けの補償

（事故例）

- ・トレッキングの途中で滑り、ケガをした！
- ・バーベキューでヤケドした！
- ・みかん狩りの最中、つまずいて足を骨折した！
- ・チャーターしたバスが交通事故に巻き込まれてケガをした！

（賠償）エコツアー主催者向けの補償

（事故例）

- ・ガイドの誘導ミスによりツアー参加者が将棋倒しになり負傷した！
- ・ガイドが誤って、ツアー参加者の衣服を汚してしまった！

※上記いずれの場合も、主催者（被保険者）が法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金のお支払いの対象になります。

（１）エコツアー参加者向けの補償 【宿泊を伴わないツアー】

（行事参加者の傷害危険補償特約セット普通傷害保険（包括契約））

◆ご契約内容（下記の保険料には団体割引5%が適用されています。）

区分	お支払いいただく保険料 (1名あたり・1日につき)	対象となる行事の内容 (下記の例以外の行事につきましては、ご照会ください)	保険金額（ご契約金額）	
			死亡・後遺障害	500万円
A	35円※	バス旅行（観光）、遠足（ハイキング）、各種果物狩り、納涼大会、パーティー、海水浴、潮干狩り、お花見、参拝、見学会、写生会、講演会、映画鑑賞、開会式・卒業式等の式典、ソフトボール、バレーボール、フォークダンス、ボウリング、シュノーケル……など	入院保険金日額	5,000円
B	172円※	運動会、サイクリング、軟式野球、ジョギング、フィールドアスレチック、アイススケート、ハンドボール、乗馬、剣道、船上パーティー、納涼船、遊覧船、ライン下り、マラソン、カヌー（プールで行う場合のみ。池・川で行う場合は下記の区分「C」になります。）……など	手術保険金	入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は入院保険金日額の5倍
C	343円※	スキー、硬式野球、サッカー、ラグビー、柔道、カヤック……など	通院保険金日額	3,000円

- ※1日の行事参加者平均人数が20名以上500名未満の場合のご契約例です。20名未満の場合は、A：37円、B：181円、C：361円になります。
- いかだ下り、岩登り、ラフティング、ライン下り（観光用のライン下り以外）、固定している気球・熱気球への搭乗等の危険を伴う行事は、お引受けできません。
 - 宿泊を伴う行事は、お引受けできません。下記に記載の（２）国内旅行保険にてお引受けさせていただきます。
 - 年間の行事開催日数および人数により、最低保険料が必要な場合があります（上記Aの場合：「35円×20名×開催日数」または2,000円のいずれか高い方）。
- ご不明な点がございましたら、日本エコツーリズム協会までご照会ください。

◆ご契約のながれ

- ①お申込書および覚書の締結（毎月報告・一括精算方式）
- ②暫定保険料（予納保険料）のご入金…「年間の見込み保険料」をお支払いいただきます。
※保険期間の途中で②の暫定保険料を超過した場合には、遅滞なく追加の暫定保険料をお支払いいただきます。
- ③保険証券の発行
- ④参加者に関する月次の報告…所定の通知書にツアー名等の詳細をご記入いただき、ご提出いただきます。
- ⑤保険料の精算…通知書に基づいて算出した確定保険料を覚書記載の所定日に精算していただきます。
※詳しくは、日本エコツーリズム協会にご照会ください。

◆保険金をお支払いする場合

被保険者（保険の対象となる方：エコツアー等の参加者）がエコツアー等に参加するため所定の集合地に集合したときから所定の解散地で解散するまでの間（エコツアー等の参加中）に、事故によって被ったケガ（※）に対し、次の通り保険金をお支払いします。

- ①**死亡保険金**：事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。
注）【後遺障害保険金】をお支払いしている場合には、既にお支払いした後遺障害保険金を控除した残額となります。
 - ②**後遺障害保険金**：事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。
 - ③**入院保険金**：事故によるケガが原因で、入院した場合、入院1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院に限ります。注）【入院保険金】が支払われる期間中、別の事故により新たにケガをしても【入院保険金】は重複してはお支払いできません。
・**手術保険金**：事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、その傷害の治療のために所定の手術を受けた場合、入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の10倍を、それ以外の手術の場合は入院保険金日額の5倍をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術に限ります。
 - ④**通院保険金**：事故によるケガが原因で、通院（往診を含みます。）した場合、通院1日につき、通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に限り、90日分を限度とします。
注1）【通院保険金】が支払われる期間中、別の事故により新たにケガをしても【通院保険金】は重複してはお支払いできません。
注2）【入院保険金】が支払われる期間中の通院に対しては、【通院保険金】はお支払いしません。
- ※ケガとは急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。
※上記ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みません。
※治療とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- ご注意 ●死亡保険金と後遺障害保険金の1名あたりのお支払い総額は、保険期間（保険のご契約期間）を通じ、ご契約いただいた1名あたり死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
●保険金は被保険者（保険の対象となる方）にお支払いします。ただし、死亡保険金は被保険者（保険の対象となる方）の法定相続人にお支払いします。

◆保険金をお支払いできない主な場合

1. 次の①～⑩のいずれかによって生じたケガ
 - ①保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失
 - ②けんか、自殺、犯罪行為
 - ③被保険者による自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転
 - ④脳疾患、疾病、心神喪失
 - ⑤妊娠、出産、早産、流産
 - ⑥外科的手術（事故による傷害の治療を除く）
 - ⑦戦争・革命などの事変や暴動
 - ⑧地震・噴火、これらによる津波
 - ⑨核燃料物質による事故または放射能汚染
 - ⑩ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機など）搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動
 - ⑪自動車、オートバイ、モーターボート等による競技、競争、興行、試運転
2. むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見（検査等によって認められる異常所見）のないもの

など

◆ご契約の際のご注意

- ①申込書に記載されていることに間違いがないか十分にご確認ください。
 - ②行事の内容によってはお引受できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 - ③ご契約にあたっては行事参加者名簿等により被保険者（保険の対象となる方）を特定いただく必要があります。
 - ④告知義務：ご契約の際には、保険契約申込書の記載事項に間違いがないか十分にご確認ください。告知事項が事実と相違している場合には、保険契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
 - ⑤保険契約の無効：次に掲げる事実のいずれかがあった場合には、保険契約は無効とします。
 - 保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合
 - 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について死亡保険金受取人を定める場合（注）に、その被保険者の同意を得なかったとき
- （注）被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

（２）エコツアー参加者向けの補償 【宿泊の伴うツアー】

（国内旅行保険（包括契約））

◆ご契約内容

区分	保険期間（保険のご契約期間）およびお支払いいただく保険料（1名あたり）	対象となる行事の内容	保険金額（ご契約金額）	
A	1泊2日まで 307円※	トレッキング、バス観光、シュノーケル、体験ダイビング、つり、カヌー、ライン下り、スキーなどの宿泊を伴うエコツアー 以下は、お引受けできません。 ピッケル、アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山（ロッククライミング、フリークライミングを含みます）。リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機操縦、スカイダイビング等その他これらに類する危険な運動	死亡・後遺障害	500万円
B	3泊4日まで 370円※		入院保険金日額	5,000円
C	6泊7日まで 434円※		手術保険金	入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は入院保険金日額の5倍
			通院保険金日額	3,000円

※ 上記以外の保険期間（保険のご契約期間）につきましては、日本エコツアーリズム協会までご照会ください。

●最低保険料は1包括契約につき10,000円となります。ご不明な点がございましたら、日本エコツアーリズム協会までご照会ください。

◆ご契約のながれ

- ①お申込書および覚書の締結（毎月報告・一括精算方式）
 - ②暫定保険料（予納保険料）のご入金・・・「年間の見込み保険料」をお支払いいただきます。
※保険期間の途中で②の暫定保険料を超過した場合には、遅滞なく追加の暫定保険料をお支払いいただきます。
 - ③保険証券の発行
 - ④参加者に関する月次の報告・・・所定の通知書にツアー名等の詳細をご記入いただき、ご提出いただきます。
 - ⑤保険料の精算・・・通知書に基づいて算出した確定保険料を覚書記載の所定日に精算していただきます。
- ※詳しくは、日本エコツアーリズム協会にご照会ください。

◆保険金をお支払いする場合

被保険者（保険の対象となる方：エコツアー等の参加者）がエコツアー等に参加するため自宅を出たときからツアー参加中、自宅に帰るまでの間（エコツアー等の参加中）に、事故によって被ったケガ（※）に対し、次の通り保険金をお支払いします。

- ①**死亡保険金**：事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。
注）【後遺障害保険金】をお支払いしている場合には、既にお支払いした後遺障害保険金を控除した残額となります。
- ②**後遺障害保険金**：事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。
- ③**入院保険金**：事故によるケガが原因で、入院した場合、入院1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院に限ります。
注）【入院保険金】が支払われる期間中、別の事故により新たにケガをしても【入院保険金】は重複してはお支払いできません。
- ・**手術保険金**：事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、その傷害の治療のために所定の手術を受けた場合、入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の10倍を、それ以外の手術の場合は入院保険金日額の5倍をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術に限ります。
- ④**通院保険金**：事故によるケガが原因で、通院（往診を含みます。）した場合、通院1日につき、通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に限り、90日分を限度とします。
注1）【通院保険金】が支払われる期間中、別の事故により新たにケガをしても【通院保険金】は重複してはお支払いできません。
注2）【入院保険金】が支払われる期間中の通院に対しては、【通院保険金】はお支払いしません。
- ※ケガとは急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。
※上記ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒症状、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。
※治療とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- ご注意 ●死亡保険金と後遺障害保険金の1名あたりのお支払い総額は、保険期間（保険のご契約期間）を通じ、ご契約いただいた1名あたり死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
●保険金は被保険者（保険の対象となる方）にお支払いします。ただし、死亡保険金は被保険者（保険の対象となる方）の法定相続人にお支払いします。

◆保険金をお支払いできない主な場合

- 次の①～⑪のいずれかによって生じたケガ
 - ①保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失
 - ②けんか、自殺、犯罪行為
 - ③被保険者による自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転
 - ④脳疾患、疾病、心神喪失
 - ⑤妊娠、出産、早産、流産
 - ⑥外科的手術（事故による傷害の治療を除く）
 - ⑦戦争・革命などの事変や暴動
 - ⑧地震・噴火、これらによる津波
 - ⑨核燃料物質による事故または放射能汚染
 - ⑩ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機など）搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動
 - ⑪自動車、オートバイ、モーターボート等による競技、競争、興行、試運転
2. むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見（検査等によって認められる異常所見）のないもの

など

◆ご契約の際のご注意

- ①申込書に記載されていることに間違いがないか十分にご確認ください。
- ②エコツアー等の内容によってはお引受できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ③ご契約にあたってはツアー参加者名簿等により被保険者（保険の対象となる方）を特定いただくことが必要です。
- ④**告知義務**：ご契約の際には、保険契約申込書の記載事項に間違いがないか十分にご確認ください。告知事項が事実と相違している場合には、保険契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
- ⑤**保険契約の無効**：次に掲げる事実のいずれかがあった場合には、保険契約は無効とします。
 - 保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合
 - 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について死亡保険金受取人を定める場合（注）に、その被保険者の同意を得なかったとき（注）被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

(3) エコツアー主催者向けの補償

(施設所有(管理)者賠償責任保険：賠償責任保険(企業用)普通保険約款+施設所有(管理)者特別約款+特定危険の保険金額および免責金額に関する特約+共通保険金額特約)

◆ご契約内容

区分	対象となる行事の内容 (下記の例以外の行事につきましては、 ご照会ください)	お支払いいただく保険料 (1名あたり・1日につき)	保険金額 (ご契約金額)
A	水を伴う活動がない場合 <small>例) 文化レクチャー、陶芸体験、革工芸等。主に室内でのレクチャー、室内作業のもの。トレッキング、自然散策等の危険度の低いスポーツ、農業体験…など。</small>	宿泊がないツアー 70円※	A. 水を伴う活動がない場合 1事故(対人・対物共通) 1億円 保険期間中 1億円 自己負担額(免責金額) なし
	宿泊があるツアー 240円※		
ご注意ください!! 「水を伴うエコツアー」を含む場合には、下記の内容になります。			
B	水を伴う活動がある場合 <small>例) 水泳、シュノーケル、体験ダイビング、ライン下り、カヌー、カヤック、ラフティング、つり…など。</small>	宿泊がないツアー 100円※	B. 水を伴う活動がある場合 【水を伴う活動の保険金額】 1事故(対人・対物共通) 100万円 保険期間中 100万円 自己負担額(免責金額) 1事故につき10万円 ★水を伴う活動以外の保険金額は、上記Aの保険金額となります
	宿泊があるツアー 320円※		

※上記は、概算保険料です。行事の内容、過去の事故状況等によっては、保険料が変更となる場合もしくはお引受をお断りする場合がございます。

●最低保険料は、1契約につき10,000円か、暫定保険料の50%のいずれか高い額となります。

◆ご契約のながれ

- ①ご契約前に、上記A, B各々のお取扱い見込み人数をご確認いただきます。
 - ②契約の締結
 - ③暫定保険料(年間)のご入金…①でご確認いただいたお取扱い見込み人数に伴う暫定保険料をご入金いただきます。
 - ④保険証券の発行
 - ⑤保険料の精算…保険期間(1年間)中に実際にお取扱いいただいた人数によって算出した確定保険料と、③でご入金いただいた暫定保険料の差額をご精算いただきます(追徴もしくは返戻させていただきます)。
- ※詳しくは、日本エコツーリズム協会にご照会ください。

◆保険金をお支払いする主な場合とお支払いする保険金

主催者(被保険者)が行う業務に起因する事故により、ツアー参加者に身体障害または財物損壊を与えた場合に、主催者(被保険者)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

お支払いする保険金は以下となります。

- ①損害賠償金：法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金
- ②争訟費用(訴訟費用・弁護士費用等)：損害賠償に関する争訟につき、被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用
- ③損害防止費用：損害の発生および拡大の防止のために必要な措置を講じる際に支出した必要または有益と認められる費用
- ④応急手当・緊急措置費用：損害の発生および拡大の防止のために必要または有益と認められた費用のうち、応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の書面による同意を得て支出した費用
- ⑤協力費用：引受保険会社による損害賠償請求の解決に協力するために支出した費用
- ⑥権利保全費用：被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合で、その権利の保全または行使について必要な手続をとるために要した費用

◆保険金をお支払いできない主な場合

- ①保険契約者、被保険者の故意によって発生した損害
- ②戦争・暴動などによって発生した損害
- ③地震など天災によって発生した損害
- ④排水、排気による損害
- ⑤他人から借りたり預かったりしている物に関する損害

など

※以下の事故は他の保険の対象となります

- ・エレベーター、エスカレーターによる事故(昇降機賠償責任保険)
- ・従業員の業務上の事故(労働災害総合保険)
- ・自動車・船舶・航空機に起因する事故(自動車保険等個別の保険)
- ・販売した製品や飲食物に起因する事故(生産物賠償責任保険)

お問い合わせについて

◆事故が発生した場合は

(1) エコツアー参加者向けの補償について

事故が発生した場合は、直ちに取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。
事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金のお支払いができなくなることがありますので十分にご注意ください。
また、被保険者（保険の対象となる方）の名簿等、参加者全員を確認できる資料をご提出いただきます。

(2) エコツアー主催者向けの補償について

この保険の対象となる事故が発生したときは取扱代理店または引受保険会社まで直ちにご連絡の上、その後の処理についてご相談ください。所定の資料をご提出いただきます。

また被害者との間で損害額等を決定（示談）される場合には、必ず事前にご連絡ください。

◆取扱代理店について

取扱代理店（日本エコツーリズム協会）は、引受保険会社（ジェイアイ傷害火災保険株式会社）との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。

従いまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

◆その他のご注意

- ・このご案内資料は、(1) 行事参加者の傷害危険補償特約セット普通傷害保険、(2) 国内旅行保険（包括契約）、(3) 施設所有(管理)者賠償責任保険のあらましをご説明したものです。詳しくは、取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。
- ・ご契約にあたっては、必ず「ご契約のしおり」「重要な事項等説明書」などをご参照ください。
- ・この保険では「地震・噴火、これらによる津波によるケガ、損害、賠償責任等」は、補償の対象となりませんのでご注意ください。

◆お問い合わせ先

取扱代理店：日本エコツーリズム協会

〒141-0021 東京都品川区上大崎 2-24-9

アイケイビル 3F

TEL 03-5437-3080 担当：大森 大久保

Mail: ecojapan@alles.or.jp

引受保険会社：ジェイアイ傷害火災保険株式会社

〒102-0082 東京都千代田区一番町 20-5

TEL 03-3237-2211 担当：清友

事故対応フリーダイヤル 0120-787-745

2014年4月作成 承認番号 (E14H015)